環境経済建設常任委員会会議録

１．招集年月日	令和８年６月１９日（金）　　開会　午前　９時４９分 閉会　午前１０時４０分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎木下伸一、○岩井智惠子 荒川泰宏、奥山文市郎、田中陽介、田中遼　以上６人 オブザーバー　津村俊二議長
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	別紙のとおり
６．事務局職員	辻昭典事務局長、行俊勉事務局次長、赤坂悦男書記
７．付議事件	令和８年 第３回野洲市議会定例会付託議案について １）議第５１号　冨波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ２）議第５２号　大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ３）議第５８号　市道路線の認定について
８．協議事項	閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件について
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年８月３１日

環境経済建設常任委員会
委員長　木　下　伸　一　　印

環境経済建設常任委員会（出席説明員）

（令和８年６月１９日）

７名

役　　職　　名	氏　　名
副市長	林　毅
都市建設部長	山田　千尋
都市建設部次長	今在家　裕幸
都市建設部次長（国県事業推進担当）	中村　隆之
都市政策課長	吉川　勝孝
土木管理課長	三上　哲司
土木管理課主席参事	北田　岳宏

～～～

本条例に規定します制限内容は、都市計画決定されました冨波乙地区計画に規定する内容のとおりでございまして、第４条では建築物等の用途の制限、第５条では建築物の敷地の地盤面の最低限度を規定してございます。

また、当該地区は工業地域でございますが、本条例第４条第１号の建築基準法別表第２（わ）の項で規制することによりまして、工業専用地域相当の制限となり、工場や倉庫などの建築物のみが建てられるような規制としてございます。

なお、本条例の施行日は公布の日から施行するものとしております。

以上、議第５１号冨波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例のご説明といたします。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑はよろしいでしょうか。

田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　おはようございます。冨波乙のこの計画については、一般質問でもいろいろと話が出ていましたけれども、堤防より高くなるとか低くなるとかという話があったんですが、基本的に堤防より、盛土とかで、どっと高くなるということは、河川法とか建築基準法とか、いろいろな関係でそんなことはなかなかできないんじゃないかとか、いろいろあると思うんですけど、その辺の懸念されたことに対しての、市としての考え方をもう一度整理していただいていいですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。おはようございます。よろしくお願いします。

先ほどの田中陽介委員のご質問ですけども、議会のほうでのうちの部長の答弁もありましたとおり、こちらの地区については最低限の地盤高を規定するというところが地区計画の目的でありますので、それ以上の規制というのは、この条例でもそうですし、地区計画でも求めるものではありません。

○委員長（木下伸一）　田中委員、よろしいですか。他に質疑はございませんか。

奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　同じく第５条ですけども、一般論で地盤の高さは１０年１の想定浸水深０．５メートルというところで、当該地区については、議会でのお答えにもありましたとおり、調整池が設置されると、いわゆる。その０．５というのは、調整池を設置し

て、そこのキャパがありますよね。それも含めて０．５になるのか、それとも、その調整池を考慮しなくて、全体面積を考えて１０年１の０．５なのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

　この０．５といいますのは、今の地区計画制定時のもともとの田面の水位というのか、そこを造成した際に、水深、今度１０年１の確率で水がついた際に、水の水深が０．５未満になるようにというのがその数値でございます。なので、調整池とかというよりかは、あくまで１０年１の確率での地盤高を規定するというものになります。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部長（山田千尋）　すみません。調整池と、この０．５メートルの想定浸水深の関係なんですけれども、まず、想定浸水深は１０年確率で、滋賀県が出している地先の安全度マップの１０年確率の浸水のリスク図で、今、例えば１メートルの浸水があれば、それを０．５メートル未満になるようなかさ上げをしてくださいというものです。

　それとは別に、調整池に関しましては、そこに降った、開発地に降った雨が流れていく先の普通河川、今回は普通河川から次は中ノ池川で一級河川に流れていくわけですけれども、普通河川があふれないような容量を調整池で考える。それと併せて、次に流れていく一級河川での、５０年確率の雨でもあふれないような池をつくるというようなことで、ちょっと連動はしていないです。

　以上です。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　おはようございます。この条例は、建築物の制限というところが条例になりますけれども、具体的には第４条でいろいろ建築関係の事業はこういう形でできますよということですけど、今回は、具体的にはＳＣＲＥＥＮホールディングスさんが会社を持ってこられるというように聞いていますけども、そうなりますと、企業さんの構造物というのは、ここの建築物の制限というところからいくと、市の景観条例等も関係すると思うんですけども、例えば企業さんの高さ制限とか、構造物の高さ制限とかいうのは、この建築物の制限には、具体的には入れないということですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

先ほどの荒川委員のご質問につきましては、こちらのほうは、地区計画で最低限決めさせていただいているもので、それ以外のものについては、建築基準法に基づいて、こちらの用途に応じて建築できるという形になります。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　企業さんのそういう構造物について、市民の方から心配されるときが、よくこの高さで心配されるときがあるんですけども、勉強会でも申し上げましたけども、京セラさんの場合の説明会のときには、何階建てですというだけで地元説明等があって、しかし、企業さんのフロアというのは、１階１階の高さがこの会場のように非常に高いんです。１階１階が住宅と違って。そうなると、実際、５階建てとイメージしていたのが、建てられると思ったように、非常に高いものが建っていくということによって、景観が崩されるというようなところもあるんですけども、野洲市において、もちろん三上山というこの修景な山の景観というものを大事にしなければならないんですけども、ここで他の建築基準法に基づいてだけで、それによってというだけで、全然野洲市としての縛りというのか、特にかけないということですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課、吉川でございます。

そうですね。こちら、景観についての一般地区でございますので、他の工業用途で使われている土地と何ら変わるところではありませんので、同じような制限とさせていただいております。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　それでは、参考までに、例えば野洲市はそのようなときに、景観地区に当たっては、制限は設けると、こういう建築物の制限に関する条例の中で、その場所によっては設けたほうがいいのではないかということは不可能ということなのか、いや、検討したらこの条例の中で入れていけますよということなのか、どちらですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

現在決定しております地区計画の中でも、一部高さ制限のある地区計画は実際ございますので、場所によっては一定の制限が必要になる可能性はあるとは思いますけど、そこはもう場所と目的に応じたという形になると思います。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　ということは、今回の冨波乙地区については、高さ制限は特に設けない。他の条例の適用をするということでよろしいんですね。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　そうですね。景観条例ですとか、あとは建築基準法に基づいた、用途に応じた容積とかの関係で建築をいただくというような形になると思います。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　参考までに旧の中主地域の方々で時々声を聞いたんですけども、旧の中主のほうから野洲駅に向かっていくときに、非常に企業さんが駅前に建っていますから、大きな壁になっていると。その辺の配慮を今後はしていかないと、景観が非常に悪くなるので、その都度の開発で高さ制限というのはしっかりと、特例でもいいから設けていかないと、市のまちづくりからいくと、非常に好ましくないのではないかという意見は聞いているんです。

例えば今の北口の京セラさん、オムロンさんのところから北側の市三宅の田地が中心ですけども、あそこは野洲市としても工業にしていこうかなというような案が出ていましたけども、そのようにすると、旧中主地域のほうから見ると、コンクリの壁がどんと前にできてしまって、まちづくりの優しさというのが出てこないというようなことも考えられますから、こういう地区の開発で工場等を建てられるときは、その高さというものを十分に、ただ他の条例に合わせてやっていくというだけでなく、野洲市独自のこういう条例の中で開発指導をしていったほうが私はいいかなと思うので。

ただ、今回の冨波乙のこの地域は北側が電車基地なので、そこからいくと景観が一定の間があるから、高さ制限はそれほど問題ではないかなとは思うんですけども、今後はそういう形でしないと、例えば今度の入町の開発というのが出ていました。あれはＪＲの鉄道敷に対し、平行に入町の自治会がずっと入っていますわな、縦に並んで。そこから今度は農免道路との間の開発ということですから、特に私はそこで高さ制限というものをきちっと持っていないと、入町の自治会さんが、目の前が壁、コンクリの壁になってしまうと、またこういうことも想定が今後されますから、今回のこの条例に当たっては、今、説明を聞いた中で、これは場所的には、冨波乙の方々はそこまで指摘はないものと思いますけれども、他の景観条例、その上位の条例に基づいて、今回のこれはやってもいいのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（木下伸一）　荒川委員、よろしいですか。

○委員（荒川泰宏）　はい。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５１号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５１号冨波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手全員であります。よって、議第５１号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５２号大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を議題といたします。

議第５２号について、関係部より説明を求めます。

どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。

それでは、議第５２号大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の７０ページから７２ページをお願いいたします。

本条例は、大津湖南都市計画地区計画として、本年２月２７日付で都市計画決定を行い、告示をした大篠原鷺坪地区計画の区域内において、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づき、良好な環境の街区を形成するため、地区計画の区域内における建築物についての制限を定めるものでございます。

この建築制限条例を定めることによりまして、建築基準法に基づく建築確認の審査対象となり、地区計画をより確実に担保するものでございます。

本条例に規定する規制内容につきましては、都市計画決定されました大篠原鷺坪地区計画に規定する内容のとおりでございまして、第４条では建築物等の用途の制限、第５条では建築物の敷地面積の最低限度、第６条では建築物の敷地の地盤面の最低限度を規定してございます。

当該地区は工業地域でございますが、本条例第４条第１号の建築基準法別表第２（わ）の項を規制することによりまして、工業専用地域相当の制限となりまして、工場や倉庫などの建築物のみが建てられるような規制としてございます。

また、第５条の建築物の敷地面積の最低限度５ヘクタールにつきましては、地区計画を制定する手続の中で、都市計画法第１７条に基づく地区計画案の縦覧がございまして、当該地区計画下流域において、雨水排水の流下能力が脆弱であることが問題視されており、個別の小規模開発による土地利用により洪水調整池が整備されないことがないよう厳格な指導を要請するとの意見書が提出されました。

これを受けまして、建築物の敷地面積の最低限度を設定し、地域一帯の開発に見合った雨水排水計画を担保するよう、当該条例には反映したものでございます。

なお、本条例の施行日は公布の日から施行するものとしております。

以上、議第５２号大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例のご説明といたします。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　第５条で、敷地の最低面積が５ヘクタール以上というところで、他の２つに比べてこの条があるということで、今、答弁では、諮問か何かで、下流域で排水対策が脆弱であるから、基本的にこの地区計画では５．８ヘクタールの全体面積であって、５ヘクタールとすると１社のみが、その排水対策で調整池機能を１社で責任を持って

担保してやっていただくという開発の方向性と理解していいんですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

奥山委員のご質問ですけれども、地元のほうも、１事業者による区域一帯の開発を望まれておりますので、そのような形で、１社によるこちらの事業地の活用というのか、造成を指定した上での要は調整池を設置という目的で、この５ヘクタールというのを入れさせていただいております。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　そこで質問された方も私と同じような心配をしておりまして、末流については穴田川です。穴田川はＪＲをくぐっているんですけども、すごく雑草が繁茂していて、大変冨波乙の中ノ池川に流入する暗渠の河川の状況じゃないので、そういう心配があるのと、末流は最終日野川に流れるんですけども、それで高低差が取れるかという心配もあるんですけども。だから、いわゆる今回の区域内で相当な調整機能をやっていただかないと、ＪＲをくぐるときに、穴田川のね、すごく危惧があります。

それに加えて、今、荒川委員が言われましたけども、入町地区での工業地域、これも同じ箇所を、同じ排水を通るんですよ。だから、そういう将来的なことも含めて、できたら市のほうで、穴田川の改修をするという方向性をやらないと、周辺住民とかは本当に困るので、そういう、要するに水利とか治水行政、これは部長とかが専門ですので、すごく脆弱ですので、この篠原の穴田川は、どういうお考えかありましたら教えてください。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家でございます。

今、ご心配いただいております穴田川の件でございます。今回の開発に限って申し上げますと、開発していただく事業者さんが、河川改修をされるか、それとも、水をためるかというようなことで選択されていくことになると思うんですけれど、その辺は事業費見合いで事業者さんが決めておられて、調整池を設置されるほうを選ばれたとすると、当然、現況の穴田川に負荷がかからないような量をためていただくというようなことを市としては指導していくのかなと思いますし、今ご要望いただいています穴田川の改修につきましては、野洲市全域を見渡しますと、雨水排水対策が必要になった箇所がいろいろ見えてくるわけでございまして、都市建設部の中で雨水排水対策のほうを担わせていただいている中で、当然重点地区というのを定めさせていただいています。

今、第一になっていますのは、当然駅前のほうがかなり南口が浸水しているということでございますので、そこを一番に解消するような、軽減するようなことで、野洲市、当分としては進めていくというようなことでございますので、一旦すぐに穴田川のほうには取りかかれないんですけれど、負荷がかからないように、部としては指導していくというようなことを考えているところです。

○委員長（木下伸一）　奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　それで今後、入町地区の工業地域の図面では、今言いました穴田川のＪＲをくぐるところが調整池、一応プランになっているので、そういう将来的な開発も見込んで後戻りのないように、この鷺坪地区と、そして、先の開発も含めてやらないと、本当に抜本的な河川機能も確保できないので、そういうところも含めながら、開発指導も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。

今おっしゃっていただきましたように、今のこの鷺坪地区は鷺坪地区で降った雨を下流に流して、負担を与えないようにということで指導してまいりますし、また、おっしゃっていただきました入町のところについても、そこはそこで降った雨を適切に処理していただいて、穴田川に負担をかけないようなということで指導していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

田中遼委員。

○委員（田中　遼）　質問は２点あります。

今、他の委員からも、不安なところという部分での質問があるんですけど、一方でちょっとメリットのほうに目を向けたいんですけど、今回の物流倉庫だと聞いていますけど、この規模の建物の場合、およそで構わないので、固定資産税というのはおよそいくらぐらいが年間見込まれるかというのを知りたいです。

２つ目は、建てることによって周りの交通量の増加というのが想定されると思うんですけど、そのときの交通安全上の課題というのは、どういったものが把握しているのか。そして、その対策というのを伺いたいです。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

田中遼委員のご質問、まず１点目の固定資産税でございますが、都市政策のほうではそちらのほうの算定をしておりませんので、そちらのほうについて分かりかねる、正直ごめんなさい。私らの課のところではちょっと分かりかねるというところをご了承いただきたいと。

あと、交通のほうですけれども、基本的には国道８号のほうの横でございますので、基本的にはほぼ問題ないかと思います。物流倉庫ですので、基本的にはインターとかを通じての想定をされておるものと思われますので、車両が一定増えたとしても、前は県道ですし、横もすぐ国道でございますので、特にそこは、現状のところでは問題はないと想定はしております。もし何かあれば、それぞれ所管のところに、また国、県要望などを通じて都市建設部のほうから要望していくような形になろうかと思います。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　第４条なんですけれども、これは先ほど建築の範囲なんですけど、制限の範囲なんですけど、同様に１項目から１４項目、こう挙がっておるわけですけれども、この１４項目というのは、いつもこういうパターンで来ていると思うんですけども、しかし、時代はいろいろ背景が変わって、いろんなビジネスが出たりしてきているとき、例えば１５条で、そういうときはどうのこうのだとかというような文言を付け足す必要はないのかと感じるんですけども、どうですか。

これはもうずっと以前から私は見ているんですけど、この１４項目なんだけど、時代の背景でいろいろ新しいビジネスができていますけども、そういうところの考え方はどうですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策課の吉川でございます。

荒川委員のご質問ですけれども、こちらのほうにつきましては、建築基準法に基づいて設定させていただいているもので、この制限内容については、滋賀県の交通まちづくり政策課様や建築開発課様などと協議した上で、中身のほうは決定をさせていただいております。なので、建築基準法によってこちらの審査をいただくという関係もありますので、それで審査機関としては甲賀土木になります。そのため、そちらのほうと基本的には建築基準法に基づいて設定という形にさせていただいております。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　要は、県等の決められた基準をそのまま扱っておるということですな。そうなると、そういうところも私のそういうような意見は、時代の背景があって、今こう書いているけど、違うビジネスだとかが出てきていると思うんですよ。その辺の対応はここでなく県のほうで審議されて、そこで決まればそれがまた市町村に下りてくるという流れということですね。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市政策課長（吉川勝孝）　都市政策の吉川でございます。

荒川委員のご質問ですけど、そうですね。野洲市については特定行政機関ではございませんので、建築主事がおりませんので、建築許可につきましては、うちでどうこうできるものではないんですけれども、基本的にはその辺、新たなものについては、また滋賀県のほうと協議して、入れるべきものがあればその都度反映は、その都度というか次の新たな地区計画ですね、できたときにはまた反映をさせていただきますし、その辺は密に連携を取っておりますので、基本的には、今回についてはこれで問題ないかと思います。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５２号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５２号大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手全員であります。よって、議第５２号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５８号市道路線の認定についてを議題といたします。

議第５８号について、関係部より説明を求めます。

どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。

それでは、議第５８号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書は１００、１０１ページ、議案関係資料は１ページでございます。

議案書の１０１ページをお願いいたします。

今回認定をお願いいたします路線は１路線でございまして、市道寺門三ツ井線でございます。

本路線は、市三宅字寺門７５４番３地先を起点としまして、市三宅字三ツ井２２３２番１地先を終点といたします自転車歩行者道でございまして、重要な経過地は特にございません。位置につきましては、議案関係資料１ページの位置図のとおりでございます。

現在、本路線は未整備でございまして通行できない状況にありますが、令和１０年４月に開校予定の滋賀県立高等専門学校の整備に合わせまして道路整備を進める必要がございます。このため、整備を円滑に実施することを目的として、あらかじめ市道として位置づけるものでございます。

なお整備に当たりましては用地買収が必要となりますが、地権者が公共用地としまして土地等を譲渡した場合には、譲渡所得に係る課税の特例を受けることが可能となります。この課税特例の適用に当たりましては、当該道路が道路法に規定いたします道路に該当することの証明としまして、道路法第８条に基づく路線認定が必要となりますことから、本件について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議第５８号市道路線の認定についてのご説明といたします。

○委員長（木下伸一）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

田中遼委員。

○委員（田中　遼）　この道というのは、実際に通う高校生は自転車を使うことというのを想定されていますか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。

　この道路につきましては、自転車と歩行者が通っていただくという想定で整備をいたします。

○委員長（木下伸一）　田中遼委員。

○委員（田中　遼）　自転車ということであれば、野洲駅で下りて、そこから、そこにもともと置いてある自転車を使っていくという利用というのも、これは想定しているのか、それとも、野洲駅で下りた生徒というのは歩いて行くことを想定しているのか、どちらのほうを考えておられますか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　実際、どこから通学してこられるかというのも、まだ現時点では当然入試も行われていないので分からない状況ですが、駅を使って来られるということを想定しますと、自転車、歩行者、それぞれ想定できるかなというところでございます。

○委員長（木下伸一）　田中遼委員。

○委員（田中　遼）　私も現在、実は借りているんですけど、野洲駅の北口の自転車置場というのは、もう恐らく許容はもう限界だと思われます。仮に自転車で、自転車２個置きというのは高校生としてあるあるの通い方ですけど、野洲駅に自転車を２個置きする場合、ちょっと今の北口では、恐らく止める場所が今の時点で限界になっています。レンタルをしようと思っても、南口からのレンタルになってしまうので、これは相当不便かなというのが危惧されますので、その他、今回の自転車の道を整備されるというのは非常にいいことではあるんですけど、そのスタート地点である、にもなり得る野洲駅の北口の自転車の許容のキャパというのを、今回を機にしっかりと政策とかに反映していただけるといいなというふうに感じております。

○委員長（木下伸一）　田中委員、今のは要望でよろしいですか。

○委員（田中　遼）　はい。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　すみません。これは今、農道とかが通っているところを市道という形にするのか、全く何もない田んぼの真ん中をずどんと行くのかということもあるんです

が、もともとの道のところもあるのかなと見えるんですけど、農作業のトラクターとか、そういったものの関係はどういうふうに整理されているのかお聞かせ願います。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家でございます。

まず、起点の部分でございます。市三宅小南線の歩道からつながる部分ですね。こちらは延長として大体１８０メートルございます。この部分については農道がない部分でございまして、田んぼの中に道路を新たに、自歩道を整備するというようなことでございます。

そこから一本農道を挟みまして、ちょっとずれるんですけれど、そこから先の部分については、農道と並行して整備をすることになっています。農道とは別に、隣に自歩道を整備するということになっています。当然農作業等の出入りというのもございますので、そういったところについては境界ブロックで切下げをして、車両が通っていただけるようなことで配慮していくというようなことで計画しているところです。

以上です。

○委員長（木下伸一）　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　その交差点ごとに入れないような車止めを設置して、横は通れるけど歩行者のほうには入れませんよみたいなふうにするということですね。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　道路と農道と区別がつきにくいということもありますので、今のところ自歩道については色をつけさせていただこうということで、明記をする予定となっておりますし、当然、農道と、道路と接するところについては車止めポストのほうを設置して、誤進入のないようにしていくというような想定をしてございます。

○委員長（木下伸一）　田中陽介委員。

○委員（田中陽介）　ちょっと道路の設計がどういうふうになるのか分からないですけど、自転車が通ることを考えると、車止めと歩行者と自転車の隙間というか、どういうふうにつくるんだろうなというふうには思うんですが、そこは安全上配慮はされると思うんですけど、十分な配慮の設計になるようにしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　当然自転車、歩行者が通られるということで、視認性のいいものということと、あと、あまりＵ字型バリカーみたいにしてしまうと衝突のおそ

れもありますので、ポストタイプで設置していくことになるかというふうに思っております。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

奥山委員。

○委員（奥山文市郎）　今の道路の法線なんですけども、この起点にある、市道市三宅小南線から集落のところに行くのは農地やということをおっしゃいましたけども、そこから既存の何か、集落。そこはクランクになっていますわね。クランクにせんと、起点のところ、真っすぐに農地やったらしたほうが、クランクがなくて、僕は素人ですよ、分かりませんけども、クランクにした理由は何かあるんですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家です。

図面を見ていただいたら、すみません。図面があるわけないですね。圃場がかなり、間口の狭い圃場がたくさんある状況でございまして、真っすぐつけに行くと残地が細くて耕作に支障が出るというようなことで、田んぼが２枚つながっているんですけど、それぞれ畔、畦畔から２．２５メートルですか、それぞれ土地をかけに行って、できるだけ耕作に支障のないような道路線形とした結果、クランクになってしまっているというような状況でございます。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　市道路線の認定ということで、一応これでいいわけでございますけれども、念のために先日、起点と終点を見に行ってきました。特に終点につきましては、勉強会でも指摘しましたように、最後はのり面ですので、そこのところはどういうふうにするんだということで図面も頂きました。

それで、もう一度再確認を自分の頭でしたのですけれども、車椅子等の方については、スロープで上がっていくところが終点になるということも確認はしましたけれども、そこでもう一つ、また心配が起こったのは、雪が降ったときですね。あのスロープの角度で、障がい者の方があれで上がれるかなというように、ちょっと心配したんですけども、そのところはどうかなというのが１点。

２点目に、計画線上のところの道路に近いところがお宮さんの高木だとか、個人の高木が立っています。これも今後生徒が通学する道路の近くに立っているわけですけども、一

部地権者の方がおられたので、これは今後危険になるのと違うかなと言うたら、もう秋には高木を切らせてもらう予定ということを聞きました。それと、竹藪のところの地権者の方、今度出会うんですけれども、雪が降ったときに竹は斜めになってくる。それが道路にかぶさると、また危険度合いがあるので、その辺が今後懸念するんですけど、認定のこの道路には、直接じゃないけど、やっぱり安心・安全な通学道路にしてもらいたいなと思うんですけども、この２点はどうお考えですか。

○委員長（木下伸一）　どうぞ。

○都市建設部次長（今在家裕幸）　都市建設部、今在家でございます。

まず、１点目でございます。スロープの関係ですが、これはバリアフリーの基準にのっとっておりまして、先日お配りさせていただいた図面でいきますと、１１メートルほどのスロープですけれど、５％勾配で上がっていって１１メートル。フラットな部分を１．５メートル設けまして、また１１メートルで５％上がっていくような形で、今度は踊り場です。そこを折り返して、同じように５％で１１メートル行って踊り場があってということで、一定、途中で休憩していただけるような踊り場、フラットな部分を設けさせていただいておりますので、これを何とかご利用いただきたいというふうに思っております。これがまず、１点目でございます。

また、２点目の竹藪等の竹が倒れるということでご懸念いただいている件でございますけれど、実際、雪が降りましたら、ここだけじゃなくていろんなところ、市内に竹やぶがありますので、倒れてくるというのは想定しておりまして、ご親切な方が通報等いただきますので、その都度その都度、倒れてきた場合は、道路管理者のほうで撤去に行っているというような状況でございます。

まず、第一に、所有者の方できっちり適正な管理をしていただくのが大事だとは思いますけれど、もし倒れてきた場合には、我々のほうで切っているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（木下伸一）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　回答ありがとうございます。ただ、最後の回答のところで、倒れたらこちらでやりますというのと違って、倒れる前に、地権者の周りの方々は、今度、高専の生徒の通学道路になりますから、危険のないようによろしくお願いしますと一言でも言っていくほうが私はいいと思いますので、よろしく配慮をお願いします。

以上です。

○委員長（木下伸一）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５８号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５８号市道路線の認定については、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（木下伸一）　挙手全員であります。よって、議第５８号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際お諮りいたします。委員会報告書の作成につきましては、私に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任いただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木下伸一）　ないようですので、以上で日程の全てを終了いたします。

これをもって、環境経済建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前１０時４０分　閉会）